

平成25年（オ）第804号・平成25年（受）第976号
上告人兼申立人 安野輝子・外20名
被上告人兼相手方 国

2014年（平成26年）3月5日

最高裁判所第一小法廷 御中

上 申 書 （ 1 ）

上告人兼申立人訴訟代理人

弁護士 大 前 治

1 防空法制についての研究成果が十分に考慮検討されるべきである

上告人らは提訴以来、防空法制について最新の研究成果を盛り込んだ主張をするとともに、弁護団としても多数の歴史資料を証拠提出して、防空法制が市民に及ぼした影響等について立証を尽くした。これは、同じ第一小法廷に係属していた東京大空襲訴訟とは大きく異なる本件訴訟の特徴である。

一審提訴から5年以上を経て、防空法制に関する研究は進展し、これまで知られていなかった防空法について注目が高まっている。本年2月には水島朝穂教授（早稲田大学）と当職との共著による書籍『検証 防空法』が出版された。また、NHK連続テレビ小説「ごちそうさん」では、主人公の夫が「空襲のときは火を消さずに逃げろ」と言ったために逮捕される場面が放送され、昨日3月4日の放送では出演者のセリフに「防空法」という言葉が登場した。本年3月3日付け「東京新聞」（特報面）や、同日付け「日本経済新聞」（コラム春秋）にも、空襲から逃げることを禁止した防空法制の問題点を問い直そうという趣旨の論説が記載されている。

このように防空法制への関心は高まっている。上告人らの主張は、防空法制についての最新の研究成果をふまえており、これを十分に検討考慮していただくよう求める。以下において、書籍『検証 防空法』の該当ページを示しながら、特に留意されたい点を述べる。同書籍には、さらに詳細な研究調査結果や具体的事実関係が記載されているので、ぜひ一読していただきたい。

2 防空法制が上告人らにもたらした危険と損害

(1) 都市からの退去禁止は、法令に明記されていた

都市からの退去禁止と消火義務に代表される防空法制は、防空法という法律だけではなく、勅令および通牒によってさらに具体化されていた。勅令「防空法施行令」第7条ノ2（甲A23・557頁）には、防空法により禁止されるのは「空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テスル退去」であることが明示され、さらに内務大臣通牒「空襲時ニ於ケル退去及事前避難ニ関スル件」（甲A100）は、「退去ハ一般ニ之ヲ行ハシメザルコト」、「老幼病者ニ対シテ絶対ニ退去ヲ^{しょうよう}懲^{しょうよう}憑^{しょうよう}セザルコト」という指導方針を明記していた（『検証 防空法』54頁）。

原審が維持した一審判決は、これら法規の存在を認定したうえで、国が「一般的には退去をさせないよう指導すべき方針」をとったことを認定した（一審判決13頁）。そのうえで、退去禁止について以下のように判示している。

「被告が、太平洋戦争を開始し、原告ら空襲被害者を含む国民に対し、防空法を改正して退去を禁止できる場合を定め、原則として退去をさせないようにする趣旨の指示を直接的又は間接的に行い、隣組として防火活動をすることを求めるなどして、事前退去をすることが事実上困難と

いい得る状況を作出したことなどは、前記認定事実から認められる」（一審判決 39 頁）

同様に原判決も、防火活動への従事が「隣組として防火活動に従事することが国民の責務であるといった思想を植え付けるなどして、事前退去をすることが事実上困難といい得る状況を作出していた」（原判決 32 頁）と認定している。

疎開政策についても、「当時の疎開政策は、あくまでも国土防衛の目的から策定されたものであり、生産、防衛能力の維持に必要な人材に対しては、疎開を原則として認めないものとし、これらの者に対しては身を挺して防火に当たるよう求める一方で、上記防空に足手まといとなるような老幼妊産婦病弱者は優先的に疎開させるという方針を同時に示しているものであり、無条件に国民の疎開を押し進めるものではなかった。」と認定している（原判決 31～32 頁）。

（2）退去禁止の方針は、終戦時まで一貫していた

これら法令と、それに基づく政府方針は、終戦時まで改廃されなかった。

東京や大阪が大空襲を受ける 8 カ月前、1944（昭和 19）年 7 月に内務省・軍需省など五省が策定した「中央防空計画」（甲 A 78）の第 136 条にも、「退去ハ原則トシテ一般ニ之ヲ行ハザルモノトス」と定められていた。

さらに同大空襲の 2 カ月前、1945 年 1 月 19 日の閣議決定「空襲対策緊急強化要綱」（甲 A 26）は、「第二、戦時緊要人員ノ残留確保」という項目において、「帝都其ノ他重要都市ニ残留ヲ要スル戦時緊要人員ハ、其ノ

範囲ヲ明定シ、之ガ地方転出防止ニ関シ強力ナル指導ヲ加へ、職域死守ノ敢闘精神ヲ昂揚セシムルト共ニ、所要ニ応ジ防空法又ハ国家総動員法ニ依リ之ガ残留ヲ確保セントス」と定めていた。強制徴用や処罰規定を含む国家総動員法を用いてでも強制的に都市に人員を残留させる方針がとられていたのである（『検証 防空法』76頁）。

東京大空襲の4日後、1945年3月14日の帝国議会では、「隣組長なり実際の指揮をする者に言っていただきたい、火は消さなくてもよいから逃げろ、これを一つ願いたい」と質問をした大河内輝耕貴族院議員に対し、大達茂雄内務大臣は「どうも初めから逃げてしまうということは、これはどうかと思うのでありますが」などと述べたうえ、「これはまあ机上の計画かも知れませんが、一応、（避難の）計画は出来ている・・・」と、のりくらりの答弁をしている（甲B29号証37頁）。結局、この議会審議においても、退去禁止と消火義務を課す方針は全く変更されなかった。

さらに、東京や大阪が大空襲を受けた翌月、1945年4月20日の閣議決定「現情勢下ニ於ケル疎開応急措置要綱」（甲A80）には、「人員疎開ニ付テハ（一）老幼妊産婦病弱者（介護者ヲ含ム）、（二）疎開施設随伴者（地方転勤者ヲ含ム）、（三）集団疎開者、（四）前各号以外ノ罹災者及強制疎開立退者（但シ離職者）ヲ先ヅ優先的ニ疎開セシムルモノトシ、右以外ノ者ノ疎開ハ当分ノ間之ヲ認めザルモノトス」と定められた。

このように、老幼病者以外の退去を禁止する方針は、開戦当初だけではなく終戦時まで一貫した政府方針であった（『検証 防空法』78頁）。

（3）消火義務と情報統制について、原判決の認定を十分にふまえた検討を

原判決は、防空法が空襲時の応急消火義務を規定し、これに基づいて全国

民が「防空精神」をもって防空活動に従事するよう指示されたことを認定した（一審判決14頁）。

また、内務省防空総本部課長が「焼夷弾は手袋をはめて掴んで投げ出せばよい」との談話を発表するなど、「総じて、当局が、民間防空として初期消火に積極的に当たらせるなどの目的から、焼夷弾の脅威を過少に宣伝していた」、「これを信じて早期に避難せず初期消火に当たった国民が、その分危険な状況に置かれた」（原判決29～30頁）と明確に認定した。

この認定は、まさに国の行為によって上告人らが危険な地位に立たされ、空襲被害を拡大させたことを認めているに等しい。防空法に明記された消火義務と、国による情報統制とが相まって、当時の国民は生命身体に対する重大な危険に晒されたのである。

いわゆる防空壕（待避所）についても、原判決は、内務省通牒に「待避ノ必要性ヲ強調スル余リ、逃避的観念ヲ生ゼシメザル様厳ニ留意シ、焼夷弾落下等ノ場合ハ（防空待避所から）直ニ出動シテ自衛防空ニ任ズルノ精神ヲ昂揚セシメ・・・」と記載されていることを認定したうえで、防空壕（待避所）の設置場所は庭や空地ではなく「床下や軒下」とされ、「簡易で安全性の低い待避施設が全国で設置されるようになった」（一審判決15頁）と認定している（『検証 防空法』132～148頁）。

このほか原判決は、国による情報統制について以下のように判示している。

被告は、前記のとおり防空体制を整備する一方で、昭和18年及び昭和19年に陸軍省・海軍省が策定した『緊急防空計画設定上ノ基準』の冒頭で、『本空襲判断ハ作戦上ニ及ス影響ヲモ考慮シ一般ニ対シ伝達ヲ行ハサルモノトス』と記載したように、予想される空襲における空襲目

標、爆弾の種類や投下方法、空襲機数及び頻度などについての軍の判断を一般国民に伝達しないものとされ、現実に空襲が開始された後も、新聞等ではその被害の実態は正確に報道されず、空襲被害者が、報道等によって他の空襲被害の実態を正確に知ることはできない状態にあった。

(甲A30ないしA32) (一審判決15頁)

原判決の認定は、まさに国による積極的作為によって国民が危険な状態に置かれたことを認めているに等しい。認定事実を真摯に受け止めて、最高裁判所として歴史の検証に耐える判決が求められる。

(4) 国は、焼夷弾と空襲の危険性を十分に知りながら事実を隠匿した

情報統制について特に留意していただきたいのは、国は大空襲を受けるまで焼夷弾の威力を知らなかったのではない、という点である

防空法改正により退去禁止と消火義務が法定される前の1937年(昭和12年)9月に発行された書籍「国民防空読本」(甲A88)101頁には、エレクトロン焼夷弾は「水を注いでも消火は出来ぬ」と明記され、ただ延焼を防ぐしかないと記載されていた。また、1940年7月発行の書籍「家庭防空 防火」(甲A86)28頁には、「焼夷弾は落下と同時に発火爆発して忽ち火勢猛烈となるから、之を屋外に搬出することは困難である」と書かれている。

ところが、1941年(昭和16年)に防空法が改正された以降は、政府発行の冊子「時局防空必携」以外の防空手引書の発行は禁止された(『検証 防空法』48頁)。それ以後は、一般市民向けの書籍や新聞紙上からは、こうした焼夷弾の威力についての記載は忽然と姿を消した。

その後も、科学者による専門書籍には、焼夷弾や消火に関する実験結果の報告などが掲載された。1943年（昭和18年）5月発行の書籍「防空科学」（甲A91）には、大阪帝国大学教授（理学博士）の浅田常三郎氏の実験報告として、焼夷弾を消すことは不可能という見解が示されていた（『検証 防空法』90頁）。しかし、こうした報告が一般市民に広く知らされることはなかった。

1945年（昭和20年）1月10日付の、全国民向けの政府広報誌「週報」第428号（甲A21）には、以下の記載がある。

「爆弾なんていふものは、落ちて外国と違い、日本のこういう土地及び建物の状況では被害は大して多いものじゃない。」

「焼夷弾なんか絶対怖くないものであるといふことを各人が認識して貰ひたいと思います。」

「焼夷弾は恐ろしいものじゃないといふ感じを皆に持たせる。そうして、どうして消したらよいかといふことを徹底させることが一番必要だと思ひます。」

焼夷弾が怖くない「感じ」をもたせる。これこそ「安全神話」である。

改めていうが、国は、焼夷弾の威力を知らなかった訳ではない。また、東京大空襲や大阪大空襲の惨禍を目の当たりにした後も、国民に「逃げるな、火を消せ」と義務を課す防空法制を改めることなく、終戦まで継続した。

この事実を出発点として、最高裁判所が国民の期待に応えた立派な判断をされるよう切に求めるものである。

以上